

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ฉบับลงวันที่ 25 มีนาคม 2563
เรื่อง การส่งเสริมการลงทุนในกิจการประเภท 7.36 กิจการที่อยู่อาศัยสำหรับผู้มีรายได้น้อย
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ ส.2/2563

(非公式訳)

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 Sor. 2/2563 号に基づく業種 7.36 低所得者向け住宅事業における
投資奨励について

仏暦 2563 年（西暦 2020 年）3 月 11 日付投資委員会事務局布告第 Sor. 2/2563 号件名：投資委員会布告第 2/2557 号に基づく投資奨励対象業種表の改定に基づき、業種 7.36 低所得者向け住宅事業における投資奨励を明確にするために、投資委員会は以下の通り説明する。

第 1 項 投資奨励の申請

1.1 当該プロジェクトは新規プロジェクトであるものとする。既存プロジェクトの場合、奨励申請プロジェクトの収入がまだ発生していない旨の確認書を添付するものとする。

1.2 定められた条件の住宅地は住宅地全体の 80%以上でなければならない。住宅戸数に基づき算定を行う。

第 2 項 収入の計上に関する基準

奨励申請者は、法人所得税免除恩典を利用する上で収入の計上~~する~~方法を 1 つのみ選択することができる。奨励申請者は奨励申請書を提出する際に収入の計上方法を選択し、その選択された方法に従って証拠を示すものとする。計上方法は以下の通りである。

方法 1 収入全額の計上（譲渡日）

売買契約書と併せて土地局の譲渡手数料の領収書を基に初回の収入発生日と定める。

方法 2 完成した作業の割合に基づく収入の計上

プロジェクトの建設費として記録した初回費用の領収書を基に初回の収入発生日と定める。

方法 3 支払期限に従う分割支払回数に基づく計上

売買契約書に定める金額の 20%の支払が完了している最初の住宅ユニットの
販売に対し前払金の領収書を基に初回の収入発生日と定める。

第3項 投資金額の算定方法

住宅プロジェクトに基づく投資金額の算定は、法人所得税免除の金額を定めることを目的として
行われる。住宅プロジェクトの公共利益のための道路、公共設備、その他の施設の建設費のみが算定され
る。尚、賃貸または販売を目的とするか否かを問わず、住宅、家屋、建屋、または商業ビルの建設費はそ
の算定に含まれない。

第4項 土地所有権

奨励を付与される者は投資奨励証書の発効前に建設のために使用する土地の所有権を有するも
のとする。

第5項 操業開始審査

5.1 操業審査の時点において、全ての条件に従い、奨励を受ける者は一般人への住宅の販売およ
び譲渡が行われる旨の証拠を示すものとする。尚、奨励した全数または住宅プロジェクト全体の 80%以
上の戸数に基づいて算定が行われるものとする。

5.2 投資委員会は、奨励申請者が申請を行う際に提出する書類、決算報告書、および会計関連書
類に従い、奨励申請者が選択した初回収入発生日に基づき審査を行う。

本書をもって以上の説明を行う。

投資委員会

仏暦 2563 年（西暦 2020 年）3 月 25 日